

重 要

平成22年 2月18日

会員各位

ＪＵ静岡オートオークション
流通委員会

会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年3月1日より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更事項

第5章 取引 第9条 取引内容の変更

出品店及び落札店は当該車両に対して当日に限り商談コーナーにて「変更票」を提出し、取引内容を変更することができる。落札店変更された当該車両のクレーム申立ては重要項目以外原則認めないものとし、クレーム委員会の裁定に従うものとする。

第8章 クレーム規約 第3条 落札店の車両確認義務

- ネット取引等では、利用可能な各種サービスを利用し、車両の下見確認を行った上でオークションに参加するものとする。下見確認しない当該車両のクレーム申立ては、重要項目以外原則認めないものとし、クレーム委員会の裁定に従うものとする。

第8章 クレーム規約 第6条 クレーム申告期間

- 落札車両の内外装の損傷、色替・色違い等、ドア数違い等の現車確認できるとＪＵ静岡が認めたものについては、オークション開催日当日終了2時間以内とする。又、容易に取り外しができる標準装備品・社外品等のパーツについては、オークション開催日当日終了後2時間以内とする。但し、出品店がセールスポイントに記入している場合や、装備品で取り外し可能なもので「後日送り」の記載がある装備品作動不良発覚は、該当部品落札店到着後5日以内とする。（別途クレーム一覧表による）